

保守研究所 所員心得

前文

本条文は、保守研究所(以下、本団体)の利用に際して、メンバー一人ひとりが遵守することを求められる諸規則をまとめたものである。

なお、本条文は他の法令に依るものであり、準拠された法令が改正・廃止された場合、本条文も見直されることを要するものとする。

当団体メンバーは、本条文を遵守することを要する。

第一章 メンバーの禁止行為及び罰則

第一条 メンバーの禁止行為

本団体内において、メンバーは次の行為を禁止される。

- ① 規則の違反
- ② 性的・グロテスクな画像を貼る等の本組織サーバーにおける荒らし行為
- ③ 下ネタの使用等、不適切な言葉遣いを用いること
- ④ 本組織サーバー内で出たあらゆる個人情報の流出
- ⑤ 他団体へのスパイ及び本組織へのスパイ
- ⑥ その他、メンバーを傷つけたり、団体の品位を失わせたりするような行為。
- ⑦ 本組織サーバーの破壊行為

但し、③について、放送法が適用される、地上波メディアにおいて使用される表現は許可されるものとする。

第二条 メンバーへの罰則

処分には次のものがある。

応急的な処分

- ① 該当する発言の自主的又は強制的な削除
- ② 一時間のタイムアウト

持続的な処分

- ① 厳重注意
- ② タイムアウト(1 日～1 週間)
- ③ 警告 0.5 点付与【法令違反時に限る】
- ④ 警告1点付与
- ⑤ タイムアウト(1 ヶ月)
- ⑥ 警告2点付与
- ⑦ 警告 3 点付与
- ⑧ キック
- ⑨ BAN

第三条 警告点五点以上となった者への処分

警告点が五点となった場合、そのメンバーは強制的に BAN される。

第四条 外患誘致の禁止

保守研究所メンバーは、同組織内に特定の団体に所属する人物を集め、保守研を内部から破壊する、若しくは破壊を画策する行為を禁止する。

又、メンバーが、保守研究所を破壊する目的で外部の人間と接触することを禁止する。

第二章 メンバーの権利

第五条 ミニ政党の結成

ミニ国会での意見の一致や円滑な組織運営を行う為、ミニ政党を結成することができる。

第六条 ミニ政党の禁止行為

ミニ政党は、次の行為を禁止される。

- ① 加入一週間未満のメンバーへの加入勧誘
- ② そのミニ政党に所属していない幹部の目の届かないところでの活動(組織票や別サーバーの設置等)